

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年2月1日
(第68期)	至	2021年1月31日

クロスプラス株式会社

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

(E02967)

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	5
	5. 従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
	2. 事業等のリスク	8
	3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
	4. 経営上の重要な契約等	13
	5. 研究開発活動	13
第3	設備の状況	14
	1. 設備投資等の概要	14
	2. 主要な設備の状況	14
	3. 設備の新設、除却等の計画	15
第4	提出会社の状況	16
	1. 株式等の状況	16
	(1) 株式の総数等	16
	(2) 新株予約権等の状況	16
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
	(5) 所有者別状況	19
	(6) 大株主の状況	19
	(7) 議決権の状況	20
	2. 自己株式の取得等の状況	20
	3. 配当政策	22
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等	23
	(1) コーポレート・ガバナンスの概要	23
	(2) 役員の状況	28
	(3) 監査の状況	31
	(4) 役員の報酬等	33
	(5) 株式の保有状況	34
第5	経理の状況	38
	1. 連結財務諸表等	39
	(1) 連結財務諸表	39
	(2) その他	73
	2. 財務諸表等	74
	(1) 財務諸表	74
	(2) 主な資産及び負債の内容	84
	(3) その他	84
第6	提出会社の株式事務の概要	85
第7	提出会社の参考情報	86
	1. 提出会社の親会社等の情報	86
	2. その他の参考情報	86
第二部	提出会社の保証会社等の情報	86

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年4月26日
【事業年度】	第68期(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西垣正孝
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西垣正孝
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月
売上高 (百万円)	65,130	62,780	62,901	58,493	64,002
経常利益 (百万円)	888	526	238	701	2,530
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	820	666	323	622	2,001
包括利益 (百万円)	927	913	34	675	2,540
純資産額 (百万円)	10,892	11,782	11,781	12,405	14,857
総資産額 (百万円)	29,581	29,264	27,920	25,886	32,419
1株当たり純資産額 (円)	1,488.56	1,608.38	1,606.81	1,689.76	2,023.01
1株当たり当期純利益 (円)	112.11	91.14	44.22	84.97	272.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	91.01	44.09	84.72	271.74
自己資本比率 (%)	36.8	40.2	42.1	47.9	45.8
自己資本利益率 (%)	7.9	5.9	2.8	5.2	14.7
株価収益率 (倍)	5.7	12.4	16.9	8.9	4.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	321	△799	743	753	△3,399
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	199	△34	△157	134	△285
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,083	422	△637	△1,356	3,451
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,419	4,009	3,964	3,492	3,259
従業員数 (名)	699	705	748	732	752
(外、平均臨時雇用者数)	(481)	(479)	(483)	(503)	(500)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第64期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月		2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月
売上高	(百万円)	62,158	60,013	57,667	54,169	60,513
経常利益	(百万円)	886	531	408	967	2,641
当期純利益	(百万円)	837	685	417	887	1,995
資本金	(百万円)	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
発行済株式総数	(株)	7,718,800	7,718,800	7,718,800	7,718,800	7,718,800
純資産額	(百万円)	10,709	11,523	11,635	12,489	14,900
総資産額	(百万円)	28,089	27,868	26,074	25,112	31,711
1株当たり純資産額	(円)	1,463.58	1,572.94	1,586.87	1,701.29	2,028.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	2.00 (-)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)	12.00 (5.00)	24.00 (6.00)
1株当たり当期純利益	(円)	114.51	93.63	57.05	121.11	272.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	93.50	56.89	120.75	270.94
自己資本比率	(%)	38.1	41.3	44.6	49.7	46.9
自己資本利益率	(%)	8.2	6.2	3.6	7.4	14.6
株価収益率	(倍)	5.6	12.1	13.1	6.3	4.5
配当性向	(%)	1.7	6.4	10.5	9.9	8.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	636 (426)	629 (430)	606 (444)	609 (457)	611 (463)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	104.9 (108.6)	186.0 (133.9)	124.0 (116.8)	128.1 (128.7)	209.1 (141.5)
最高株価	(円)	700	1,504	1,142	899	1,555
最低株価	(円)	558	619	615	585	350

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第64期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1951年8月	辻村重治が婦人ブラウスの製造卸売を目的として名古屋市中村区にて、櫻屋商店を創業
1953年4月	櫻屋商店を改組し、名古屋市中村区西柳町2-1に櫻屋商事株式会社を設立
1956年4月	東京都中央区日本橋蛸殻町4-6に東京支店を開設
1963年12月	名古屋市内西区柳町3-19に本社ビル（現 HANANOKIビル）を完成、本社移転
1970年4月	事業部制（現 D I V（ディビジョン）システム）を導入
1980年10月	名古屋市内西区花の木3-9-13に本社を移転
1986年7月	岐阜県海津市海津町高須町城跡1158にC P流通センターを開設
1994年8月	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6に東京支店を移転
2000年9月	中国の上海及び青島に駐在員事務所を開設
2001年7月	岐阜県海津市海津町萱野130-2に中部センターを開設
2001年8月	商号をクロスプラス株式会社に変更
2002年8月	S P A等への販売を行う目的で、スタイリンク株式会社を設立
2003年2月	小売事業への展開を目的として、ノーツ株式会社を設立 株式会社漆ワールドを子会社化し、商号をジュンコ シマダ ジャパン株式会社に変更し、同年4月、ジュンコ シマダ インターナショナル株式会社のアパレル事業を営業譲受
2004年4月	東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場
2004年9月	中国上海市に客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司（現 連結子会社）を設立
2005年3月	ノーツ株式会社が株式会社エー・ティーの株式を取得
2005年7月	ノーツ株式会社を存続会社として株式会社エー・ティーを吸収合併
2005年7月	中国青島市に客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司・青島分公司を設立
2006年5月	株式会社ヴェント・インターナショナルの株式を取得
2006年11月	客楽思普勒斯(上海)時装貿易有限公司を設立
2007年10月	ノーツ株式会社を吸収合併
2008年12月	東京都中央区日本橋浜町3-3-2 トルナーレ日本橋浜町に東京支店を移転
2009年6月	中国上海市に客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司を設立
2011年11月	客楽思普勒斯(上海)時装貿易有限公司を清算
2012年1月	株式会社ヴェント・インターナショナルがVENT HONG KONG LIMITEDを設立
2012年11月	ジュンコ シマダ ジャパン株式会社から事業譲受
2013年1月	ジュンコ シマダ ジャパン株式会社を清算
2015年10月	株式会社ヴェント・インターナショナルのリズリサ事業を営業譲渡
2016年12月	株式会社ヴェント・インターナショナルを清算 客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司を清算
2017年6月	株式会社ディスカバリープラス（現 連結子会社）を設立
2018年2月	株式会社サードオフィス（現 連結子会社）の株式を取得
2018年9月	株式会社中初（現 連結子会社）の株式を取得
2019年7月	スタイリンク株式会社を清算
2021年1月	株式会社中初が株式会社クリーズを吸収合併

3 【事業の内容】

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社4社で構成されており、衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っております。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、専門店、量販店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やECによる婦人衣料・服飾雑貨の直接消費者への販売、デザイナーズブランドの衣料・雑貨を企画・製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

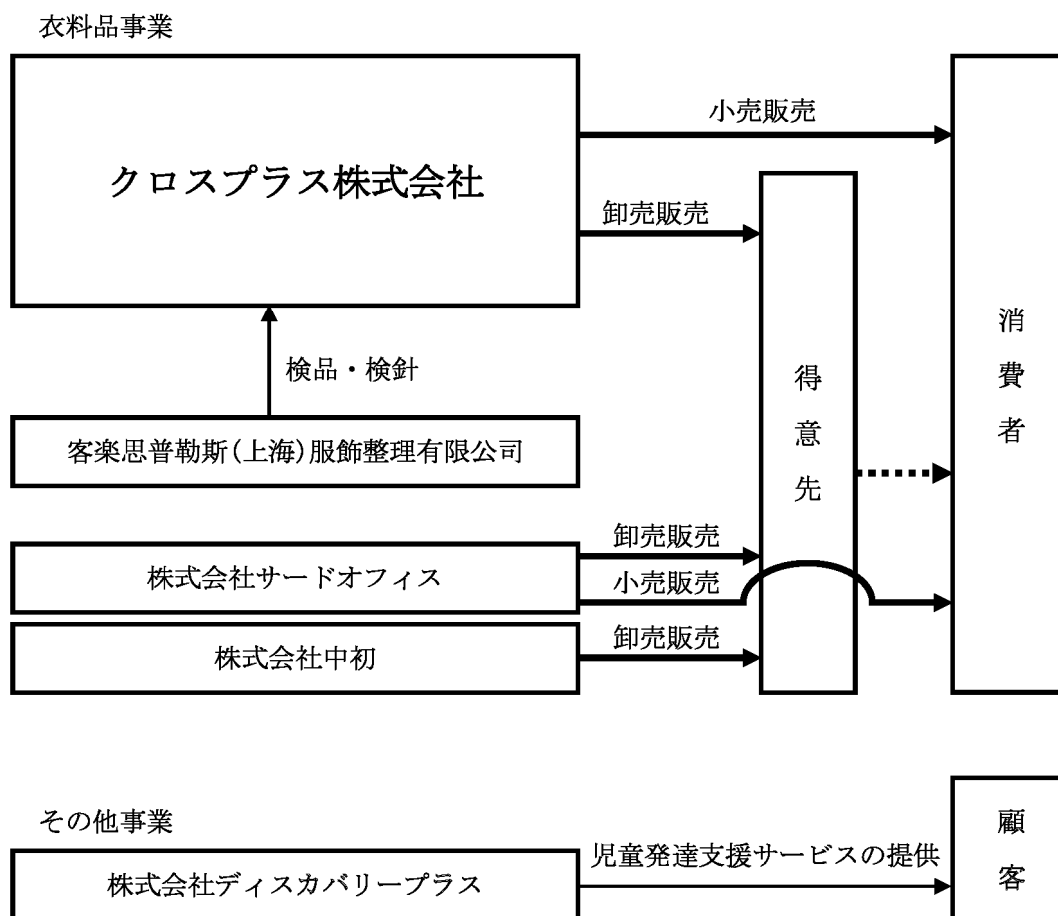
株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品の販売を行うほか、ECによるアクセサリーの直接消費者への販売を行っております。

株式会社中初はレディースの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。

客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社商品の検品・検針・物流加工を行っております。

その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 株式会社中初は2021年1月15日を効力発生日として株式会社クリーズを吸収合併しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サードオフィス	東京都目黒区	10	アパレル製品製造 卸売販売及び小売 販売	100.00	当社から借入れを受けております。 金融機関に対する債務に対し当社が 債務保証を行っております。 役員の兼任：3名
株式会社中初	東京都中央区	10	帽子等製造卸売	100.00	役員の兼任：3名
客楽思普勒斯(上海) 服飾整理有限公司	中国上海市	50	検品・検針・物流 加工	100.00	当社商品の検品・検針業務を行って おります。 役員の兼任：3名
株式会社ディスカバリープラス	東京都中央区	10	児童発達支援	100.00	当社から借入れを受けております。 金融機関に対する債務に対し当社が 債務保証を行っております。 役員の兼任：2名

(注) 株式会社中初は2021年1月15日を効力発生日として株式会社クリーズを吸収合併しております。

5【従業員の状況】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

(1) 連結会社の状況

2021年1月31日現在

部門	従業員数(名)
アパレル卸売	559(209)
アパレル小売	151(287)
その他	42(4)
合計	752(500)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
611(463)	41.9	14.9	5,059

部門	従業員数(名)
アパレル卸売	460(176)
アパレル小売	151(287)
合計	611(463)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、次の社訓、経営理念、経営基本方針及び企業行動指針を企業理念として掲げ、企業活動を行っております。

「社訓」

共存共栄を旨とし、商道を通じ社会に貢献するを経営の目的とする。

「経営理念」

私たちは「夢と喜びあふれるファッション」を提供し、豊かな社会の創造に貢献します。

「経営基本方針」

1. お客様第一の行動：美しくありたい、楽しく幸せでありたいお客様へ価値ある商品を提供します。
2. 社員の尊重：社員一人ひとりの個性や能力を発揮する環境を整え、社員を大切にします。
3. チャレンジの姿勢：新しく、常に前向きに、高い目標にチャレンジします。

「企業行動指針」

1. 企業活動の目的

私たちは、すべてのお客様に対して、夢と喜びを安全な商品とサービスに託して届けます。

2. 責任ある企業活動

私たちは、社会の一員として、法令や規則を遵守していきます。

私たちは、株主に対して、誠実かつ信頼のおける経営で応えていきます。

3. 人権・社員の尊重

私たちは、人権を尊重し、ハラスメントを行いません。

私たちは、意欲ある人材の育成に努め、成果を重視し、公正な評価を行います。

4. 情報の管理・公開

私たちは、企業情報を適切に管理します。

私たちは、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時・適切に開示します。

(2) 経営戦略

当社グループは、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造しています。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャンネルに販売を進めており、小売事業では、多彩なブランドを店舗やECを通じ直接消費者に販売を進めています。

また、グループ会社では、専門店へのメンズ衣料品販売の株式会社サードオフィス、レディースの帽子販売の株式会社中初により、当社の事業領域の補完を進めます。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンの構築を進めています。

(3) 目標とする経営指標

当社グループでは、市場動向や事業環境の変化に伴い、2019年2月からスタートする中期経営計画を策定しました。

中期経営計画では、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせることで、新業態の確立とアパレルの機能強化を進めています。また、事業領域の拡大では、アパレル事業のM&Aに加えて非アパレル事業への参入を進めることで、企業価値を高めるべく経営に取り組んでいます。

これらにより、中期経営計画の最終年度であります、2022年1月期の連結業績予測として、売上高は620億円、営業利益は22億円の目標を掲げ、企業価値の向上を目指してまいります。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で経済活動が制限され、企業業績や個人消費が悪化し先行き不透明な経済状況の中、当社グループが属するアパレル業界では、外出自粛による商業施設への来店客数や、各種イベントの中止により個人消費が冷え込むなど、厳しい環境となりました。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が、衣料品市場に大きく影響を及ぼしております。このような状況の中、当社は基幹事業であるアパレル卸売を強化し、衣料品販売の回復と非衣料品販売の拡大を進めてまいります。

衣料品においては、テレワークやイェナカなどニューノーマルのライフスタイルに合わせた商品開発を進めるとともに、企画や生産管理にデジタルを活用し、アパレル卸売の創る力を強化していきます。非衣料品では、ファッションマスク等の販路拡大や、暮らしの中で消費者ニーズを捉えた新規商品開発を進めてまいります。また、EC販売において、ブランド開発やデジタルマーケティングを強化し、多様化する購買スタイルに対応していきます。

今後も、収益基盤の強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①景気や消費低迷に関するリスク

当社グループが扱っております衣料品は、景気や消費動向により販売に影響を受けることがあります。国内外の影響で景気低迷となることや生活必需品値上等で消費マインドが低下することとなった場合、販売不振や販売価格の低下をもたらし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、こうした外部環境の変化への対応として、基幹事業であるアパレル卸売を強化し、衣料品・非衣料品販売の拡大を進めることで、収益基盤の強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

②天候不順や自然災害に関するリスク

当社グループが扱っております衣料品は、シーズン性が高く天候により売上が変動しやすいため、冷夏暖冬などの天候不順により販売不振となったり、地震、火災、風水害等の自然災害により事業運営上の困難が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、BCP(事業継続計画)を策定するとともに、大規模地震を想定した緊急時対応訓練を継続的に実施し、グループを挙げて緊急時対応レベルの向上を図っています。

③ファッショントレンドや消費者嗜好の変化に関するリスク

ファッショントレンドの移り変わりによる消費者の嗜好の変化により適切な商品が提供できなかった場合には、販売不振等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、常にファッション情報の収集・分析を行い商品企画の精度向上に努め、多くのブランドを複数の販売チャネルで展開することで消費者の多様な嗜好に対応してまいります。

④海外からの商品調達に関するリスク

当社グループの商品は、中国を始めとするアジア諸国等にて生産し国内に輸入、販売しておりますが、海外における自然災害、パンデミック、テロ、戦争、政変や経済情勢の悪化等の発生などにより、海外からの商品調達を適切に行うことができなかつた場合や原材料価格の高騰により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、複数の原料調達先を所有し、特定の原材料を特定の調達先に依存することなく、かつ適正な価格により調達する仕組みを整えています。

⑤為替レート変動に関するリスク

当社グループの商品は、ほとんど海外生産し国内に輸入しており、決済の大半はドル建となっております。取引の一部について為替予約等を利用して輸入為替レートの平準化を図ることにより、仕入コストの安定化を図っておりますが、急激な為替相場の変動や極端な為替レートは商品原価の上昇を招くことになり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、商品の調達には為替予約取引の利用により輸入取引に係る為替変動リスクの低減を図っています。

⑥情報管理に関するリスク

当社グループは、個人情報や開発・営業に関する秘密情報を保有しております。情報管理については、秘密保持契約書の締結及び情報の管理を徹底するとともに、社員には入社時に秘密保持の誓約書の提出を義務付けております。しかしながら、停電、ネットワーク等の通信障害、人為的ミスやウイルス等の外部からの不正アクセス等、予期せぬ事で情報が外部漏洩した場合、修復のための多額の費用や重要なデータの消失・毀損、業務の中断又は遅延等の発生や社会的信用の低下、損害賠償責任が生じる等当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、各事業の遂行にあたり情報システムを多用しています。また、各事業において顧客から取得した個人情報、役職員、その他関係者等の個人情報及び機密情報を多数保有しています。このため、当社グループでは、個人情報への不正アクセスやその漏洩、滅失、改ざん等の防止対策として、脅威メール対策及び次世代型ファイアーウォールの導入によるセキュリティ強化、並びにシステム異常の早期検知及び障害発生時の迅速な対応に向

けた態勢を整備するとともに、個人情報保護に関する法令や社会的規範の遵守のため、役職員に対し情報管理に関する周知及び教育を徹底することにより情報の適切な管理に努めています。

⑦M&Aに関するリスク

当社グループでは、成長戦略の一環として、M&Aや事業提携等による事業の拡大を経営戦略のひとつとして進めております。グループでのシナジー効果や、事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、事業価値の最大化を目指してまいります。市場経済状態の悪化や期待した収益や効果が得られないことにより当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、買収等を行う際にはその目的、意義を明確にした上でリスクを把握し、投下資本に対する利回りが期待収益率を上回っているか定量的に評価し、一定金額以上の重要案件は取締役会で審議を行っております。また、買収後は、投資回収に務めるものの、経済状況の変化に伴い中長期的に損失が見込まれる場合は決算に反映させています。

⑧新規事業に関するリスク

当社グループでは、顧客や市場の変化に柔軟に対応した商品、販路の拡大や非アパレル事業を含む務む新規の業態開発を進めています。新規事業は、十分な調査・研究を行い判断しておりますが、計画どおりに進捗しない場合や市場環境の変化等により成果が上がらない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、新規事業の概況や市場動向を注視しながら、適切なタイミングで事業の再編や構造改革を実施するように努めております。また、経済状況の変化に伴い中長期的に損失が見込まれる場合は決算に反映させています。

⑨感染症拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症については、現状ではその収束の見通しは不透明な状況であり、海外からの商品調達が適切に行われず、国内の小売店舗が閉鎖される等、経済的影響が生じております。このことは、衣料品市場の縮小や個人消費の冷え込みにて、当社グループの商品の売上高の減少等、業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するためには、当社グループではお客様や役職員の安全を第一に考え、政府の方針等を踏まえて在宅勤務や交代勤務の実施に取り組むとともに、ITを活用した非接触型の会議や営業活動に取り組んでいます。また、営業面では、ファッション衣料市場の低迷に対し、ニューノーマルの生活様式に対応したアパレル商品開発やEC販売を積極化し、ファッションマスクを中心とした非衣料品の販売拡大を進めています。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当連結会計年度（2020年2月1日～2021年1月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で経済活動が制限され、企業業績や個人消費が悪化し先行き不透明な状況となりました。

当アパレル業界におきましても、外出自粛による商業施設への来店客数の減少や、各種イベントの中止により個人消費が冷え込むなど、依然として厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、アパレル事業の創る力をベースに業態・機能を掛け合わせることで、新業態の確立、アパレルの機能強化、事業領域の拡大を推進してまいりました。また、ニューノーマルの生活様式に対応した衣料品の開発や、ファッションマスク等の非衣料品の開発を積極化しました。

売上高は、アパレル卸売では、ファッションマスク等の非衣料品販売が拡大し、下期からは衣料品販売が回復傾向となったことで増収となりました。特に新規開発したパステルマスクは、量販店の新設されたマスクコーナーや、ドラッグストアやホームセンターなどの非衣料専門店への新規の販路開拓が進み、さらにテレビコマーシャルなどの広告宣伝を行うことで販売が拡大しました。一方でアパレル小売は、ECにおいて外部モールへの販売が拡大したものの、店舗販売が低迷したことで減収となりました。

利益面では、売上高の増加と差引売上総利益率が前年から1.7ポイント改善したことにより、差引売上総利益は153億22百万円（前年同期比18.1%増）となりました。経費面では、旅費交通費の減少や出荷の効率化を進めたものの、販売枚数の増加に伴う運賃が増加したこと等により、販売費及び一般管理費は131億73百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、640億2百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益は、21億48百万円（前年同期比311.6%増）、経常利益は、25億30百万円（前年同期比260.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億1百万円（前年同期比221.4%増）となり、営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益は、2004年の上場以来最高益となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

②財政状態の状況

a. 資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ65億33百万円増加の324億19百万円となりました。流動資産は、商品が24億4百万円増加し、受取手形及び売掛金が20億11百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ58億89百万円増加の229億33百万円となりました。固定資産は、投資有価証券が7億57百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ6億48百万円増加の94億77百万円となりました。

b. 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ40億81百万円増加の175億62百万円となりました。流動負債は、短期借入金が25億円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ34億53百万円増加の147億98百万円となりました。固定負債は、長期借入金が8億44百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ6億27百万円増加の27億63百万円となりました。

c. 純資産

当連結会計年度末の純資産は、利益剰余金が19億5百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ24億52百万円増加の148億57百万円となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2億33百万円減少し、32億59百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、33億99百万円の支出（前期は7億53百万円の収入）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が21億88百万円となったものの、売上債権の増加が35億62百万円、たな卸資産の増加が24億5百万円となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2億85百万円の支出（前期は1億34百万円の収入）となりました。これは、貸付金の回収による収入が51百万円となったものの、無形固定資産の取得による支出が1億50百万円、投資有価証券の取得による支出が1億7百万円となったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、34億51百万円の収入（前期は13億56百万円の支出）となりました。これは、短期借入金増加による収入が25億円、長期借入金による収入が16億90百万円となったこと等によります。

④仕入及び販売の状況

当社グループは衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

a. 仕入実績

当連結会計年度における事業部門別の仕入実績は、次のとおりであります。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（％）
アパレル卸売	45,435	+16.3
アパレル小売	4,550	△16.1
その他	△116	—
合計	49,868	+12.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

当連結会計年度における事業部門別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（％）
アパレル卸売	56,421	+14.0
アパレル小売	7,467	△16.4
その他	113	—
合計	64,002	+9.4

当連結会計年度における販売チャネル別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（％）
専門店	27,191	+0.2
量販店	25,451	+19.1
無店舗	4,705	△18.5
百貨店他	2,270	△22.8
E C	1,873	+86.6
その他	2,510	—
合計	64,002	+9.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)		当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
株式会社しまむら	16,763	28.7	16,007	25.0
イオンリテール株式会社	3,732	6.4	8,946	14.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討結果

	2021年1月期予想 (A)	2021年1月期実績 (B)	増減額 (B-A)	2020年1月期 参考
売上高 (百万円)	56,000	64,002	+8,002	58,493
営業利益 (百万円)	100	2,148	+2,048	521

売上高は、新型コロナウイルスの影響による中国での生産遅延や国内消費の落ち込み等があったものの、新規に開発したファッションマスク等の非衣料品販売が拡大したこと等で予想を上回りました。

利益面では、アパレル小売部門では減収と値下げ販売の増加により減益となったものの、アパレル卸売部門で増収と差引売上総利益率が前年から1.7ポイント改善したこと等により営業利益は予想を上回る結果となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要

③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入代金、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、M&A等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資、M&A及び長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は64億7百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は32億59百万円となっております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成は、期末における資産、負債の報告金額、報告期間における収益、費用の報告金額に影響を与える見積りを必要とします。これらの見積りは過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる方法によって行っておりますが、見積りには不確実性を伴うため実際の結果と異なる場合があります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 商標ライセンス契約（2021年1月31日現在）

会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
提出会社	伊藤忠商事株式会社	登録商標HEADの商標使用権の許諾に係わる契約	自 2005年4月1日 至 2022年12月31日 (以降、協議の上、更新契約)
提出会社	株式会社パーソンズデザインスタジオ	登録商標A/C DESIGN BY ALPHA CUBIC等の商標使用権の許諾に係わる契約	自 2003年2月1日 至 2024年1月31日 (以降、協議の上、更新契約)
提出会社	ジュンコ シマダ インターナショナル株式会社	登録商標PART 2 JUNKO SHIMADA、 49AV JUNKO SHIMADA等の商標使用権 の許諾に係わる契約	自 2001年3月1日 至 2022年1月31日 (以降、協議の上、更新契約)
提出会社	株式会社ヒロコシノ	登録商標HK WORKS等の商標使用権 の許諾に係わる契約	自 2014年2月1日 至 2022年1月31日 (以降、1年毎の更新契約)

(注) 上記商標契約については、対価として一定率のロイヤリティを支払っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメント別には記載しておりません。

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、270百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主なものは、省電力化を目的とした中部センター等の空調、照明設備LED化に関する投資165百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメント別に替えて事業部門別に記載しております。

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年1月31日現在

事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社・名古屋店 (名古屋市西区)	アパレル卸売 アパレル小売	営業設備 事務所	767	0	48	382 (2,972)	1,198	283 (21)
東京支店 (東京都中央区) (注) 4	アパレル卸売 アパレル小売	営業設備 事務所	37	-	12	- (-)	50	231 (7)
中部センター (岐阜県海津市)	物流	物流設備	778	17	1	417 (21,893)	1,215	31 (117)
CP流通センター (岐阜県海津市)	物流	物流設備	48	10	2	334 (5,794)	395	7 (30)
海津倉庫 (岐阜県海津市) (注) 5	—	賃貸物件	154	-	-	133 (9,601)	287	- (-)
店舗 (神奈川県横浜市等) 22店舗 (注) 4	アパレル小売	店舗設備	0	-	0	- (-)	1	56 (11)
CPビル (東京都中央区) (注) 5	—	賃貸物件	195	-	1	517 (490)	713	- (-)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 リース契約による主な賃借設備はありません。

3 従業員数は就業人員であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

4 連結会社以外の者から建物を賃借しております。

5 連結会社以外の者に賃貸しております。

(2) 国内子会社

2021年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
株式会社 サードオフィス	本社 (東京都目黒区) (注) 3	アパレル卸売 アパレル小売	事務所	24	6	30	54 (4)
株式会社 中初	本社 (東京都中央区) (注) 3	アパレル卸売	事務所	4	0	5	17 (1)
株式会社ディスカバ リープラス	本社(東京都中央区) 教室(神奈川県横浜市等) 7教室 (注) 3	児童発達支援	教室	34	-	34	42 (4)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数は就業人員であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。
 3 連結会社以外の者から建物を賃借しております。

(3) 在外子会社

2021年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
客楽思普勒斯(上海) 服飾整理有限公司	上海本社(中国上海市) (注) 3	検品検針	事務所 検品検針設備	-	-	1	1	28 (28)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数は就業人員であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。
 3 連結会社以外の者から建物を賃借しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメントに替えて事業部門別に記載しております。
 当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修、除却等の計画は、次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の改修
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2021年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年4月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所 市場第二部及び 名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年5月15日	2018年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6	当社取締役 5
新株予約権の数(個)※	85	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 8,500	普通株式 4,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1	同左
新株予約権の行使期間※	自 2017年6月3日 至 2046年6月2日	自 2018年6月9日 至 2046年6月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価額 922.68 資本組入額 461.34 (注) 2	発行価額 727.64 資本組入額 363.82 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 7	同左

決議年月日	2019年5月13日	2020年5月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 7	当社取締役 4 当社執行役員 7
新株予約権の数(個)※	117	160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,700	普通株式 16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1	1
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月4日 至 2048年6月3日	自 2020年6月9日 至 2049年6月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価額 519.950 資本組入額 259.975 (注) 2	発行価額 450.18 資本組入額 225.09 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 5	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 7	同左

※当事業年度の末日(2021年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2046年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月3日から2047年6月2日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2046年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月9日から2047年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2048年6月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月4日から2049年6月3日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2049年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月9日から2050年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

（注）3、4、5、6に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年1月30日 (注)	△200,000	7,718,800	—	1,944	—	2,007

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	12	20	81	21	15	9,093	9,242	—
所有株式数 (単元)	—	7,740	872	12,670	2,987	15	52,864	77,148	4,000
所有株式数 の割合(%)	—	10.03	1.13	16.42	3.87	0.01	68.52	100.00	—

(注) 自己株式385,601株は、「個人その他」に3,856単元、「単元未満株式の状況」に1株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
辻 村 隆 幸	名古屋市昭和区	600	8.18
クロスプラス社員持株会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	287	3.91
永井 崇久	東京都港区	260	3.54
田村駒株式会社	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	238	3.25
森 文 夫	名古屋市守山区	233	3.18
株式会社ヤギ	大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	218	2.98
有限会社シーピーモアー	名古屋市昭和区広路町隼人25番地1	191	2.60
C P 共栄会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	187	2.55
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	166	2.26
シーピーホールディング株式会 社	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	140	1.90
計	—	2,522	34.39

(注) 当社は自己株式385千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.99%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 385,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,329,200	73,292	—
単元未満株式	普通株式 4,000	—	—
発行済株式総数	7,718,800	—	—
総株主の議決権	—	73,292	—

② 【自己株式等】

2021年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目9番 13号	385,600	—	385,600	4.99
計	—	385,600	—	385,600	4.99

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	40	21,840
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分 割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使)	1,200	1,591,768	—	—
保有自己株式数	385,601	—	385,601	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式には、2021年4月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡による株式を含めておりません。

3【配当政策】

(1) 基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして認識しており、今後の事業展開及び財務体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、定款にて剰余金配当の決定機関及び剰余金配当に関わる条項を以下のとおり定めております。

- ・第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ・第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
- ・第42条 当社の期末配当金の基準日は、毎年1月31日とする。
 - 2 当社の中間配当金の基準日は、毎年7月31日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

上記の基本方針及び定款に基づき、配当金の支払は、中間配当と期末配当の年2回実施することとしております。

(2) 当期の配当について

上記の基本方針に基づき、当期の利益配当につきましては、以下のとおり決議いたしました。

- ・中間配当 2020年9月11日開催の取締役会による決議
配当支払開始日 2020年10月26日
1株につき6円の配当 配当金総額 43百万円
- ・期末配当 2021年3月19日開催の取締役会による決議
配当支払開始日 2021年4月6日
1株につき18円の配当 配当金総額 131百万円

以上の結果、年間1株につき24円となっております。

(3) 内部留保資金について

内部留保資金につきましては、既存事業強化のための投資や新たなマーケットでの事業領域拡大のための資金に充当し、企業基盤の強化と業績の拡大に努める所存であります。

(4) 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましても、株主様への利益還元の一つとして財務状況等を勘案し検討してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの確立は、経営の最大目標である持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するとともに、経営理念「私たちは「夢と喜びあふれるファッション」を提供し、豊かな社会の創造に貢献します。」の実現において、必要不可欠なものと考えております。

そのため、当社は取締役会による適切な意思決定及び監督機能、監査役会による経営の監視機能、コンプライアンスやリスク管理体制などが組み込まれた適切かつ実効的なコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

これらの取り組みにより、公正かつ迅速な意思決定に基づく適正な業務執行が可能となり、ステークホルダーとの関係構築や適切な情報開示等、上場企業として求められる社会的責任を果たすことに繋がると考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

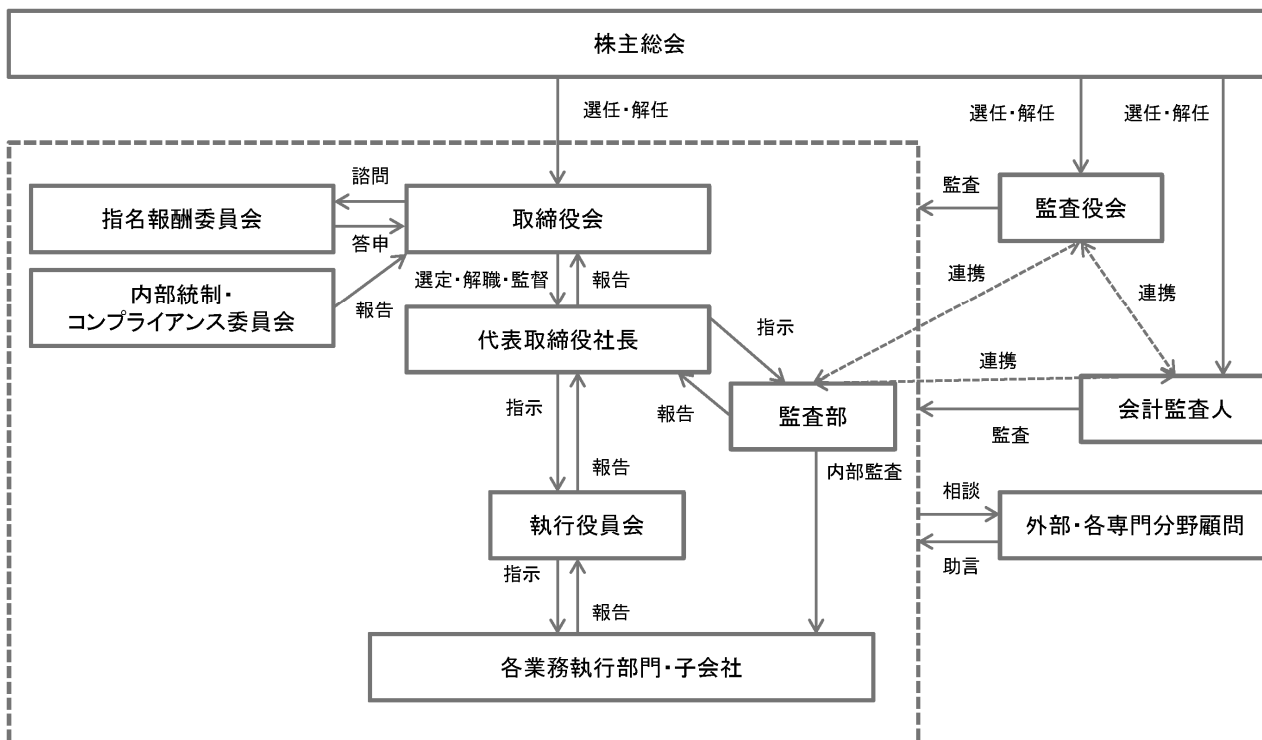
当社は、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行責任者である代表取締役の選任・監督機関として取締役会を設置しております。取締役会は、取締役6名のうち社外取締役2名を選任し、毎月の取締役会にて独立、客観的な立場から経営に対する助言、意見をおこなうことで審議の活性化を図っております。

取締役の任期は、事業年度毎にその責任を明確化するため1年とするとともに、取締役の指名・報酬の決定に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会において審議をおこない、取締役の指名・報酬に係る公平性、透明性、客観性を確保しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち社外監査役を2名とし、全ての監査役が取締役会に出席し活発な審議をおこなうなど、経営に対する実効性ある監視をおこなっております。

一方、当社は、業務執行機関として執行役員制を導入し、取締役会で決定された経営方針や経営戦略に則り迅速な業務執行をおこなっております。これにより取締役会の意思決定及び監督機能と執行役員制の業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化及び業務の適正化に努めております。

また、コンプライアンスや内部統制上のリスク管理を目的として、各部門の責任者で構成する内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、法令・規程の遵守やリスク管理の強化を図り、コーポレートガバナンスの体制整備に努めております。



<取締役会>

原則として毎月1回開催し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定を行うほか、各取締役の業務執行を監督しております。取締役の任期は、責任の明確化及び経営環境の変化に迅速に対応することを目的に、1年としております。なお、現任取締役6名のうち2名が社外取締役であります。

<監査役会>

原則として毎月1回開催し、年間監査計画に基づき取締役会など重要会議への出席、社内の重要書類の閲覧などにより、取締役の業務執行について監査を行っております。また、代表取締役との意見交換会や監査部及び会計監査人との連絡会を定期的に開催し、経営方針や監査上の重要事項について情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。なお、現任監査役4名のうち2名が社外監査役であります。

<執行役員会>

原則として毎月1回開催し、執行役員及び連結子会社社長を中心に営業政策上の重要事項について迅速な意思決定及び業務執行を行うほか、経営に係わる課題解決や経営計画の進捗確認を行っております。

<指名報酬委員会>

原則として年2回開催し、取締役会決議により2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準や額等に関する事項について、公平性・透明性・客観性を有しているか審議しており、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

<内部統制・コンプライアンス委員会>

原則として隔月で開催し、委員長の指名により各部門の責任者で構成され、委員長は管理部門担当の取締役が務めております。内部統制については、業務に係るリスクへの対応を進めることで、リスク管理体制の強化を図っております。また、コンプライアンスについては、事務局に社内通報の窓口を設け、従業員からの通報を受けることで、法令・定款、社会規範や倫理に反する行為の未然防止、早期発見に務めており、さらに、コンプライアンス研修を開催する等、社内の啓蒙活動も行っております。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため、業務執行単位であるD I V（ディビジョン）に業務上の権限を委譲しておりますが、D I Vのコンプライアンスの強化及び業務の効率化は経営の重要課題としております。このため、業務執行機関として執行役員制度を採用し、各部門に担当執行役員を配しD I Vの業務執行に係る指導、管理を担わせるとともに、管理部門の主要部門には担当取締役及び執行役員を、グループ会社には取締役や監査役を派遣することで、部門間、会社間の連携を取りつつ、コンプライアンスの強化や業務の効率化に努めております。

③企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の規程に基づき内部牽制組織を構築し、グループ全体として内部統制システムの体制整備を図っております。

当社各部門や当社グループ会社に対して法令、規程等の遵守状況をはじめ業務の適正性を監査するため監査部を設置し、内部統制上のリスクについて検討をおこなった上で監査計画を作成し、これに基づき監査を実施しております。監査結果は代表取締役及び取締役会に報告を行うとともに、改善事項があれば各部門・グループ会社に対し改善指示及び改善状況の確認を行っております。

一方、コンプライアンスに反する行為や倫理上問題ある行為が発見された場合は、通常の報告ラインとは別に窓口を設置しており、当該行為の早期発見や適切な是正策の実施のための内部通報制度を設けております。本制度は内部通報制度運用規程に則り運用しており、特に内部通報者は通報をおこなったことにより不利益を被ることがないよう通報者の保護を規定するなど、適切な制度運用に努めております。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社は、各部門の責任者で構成する内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの内部統制やコンプライアンスに関するリスクについて協議し、課題があれば各部門やグループ会社に対策を指示するなど、グループとしてのリスク管理体制の強化を行っております。一方、当社の経営企画室には法務担当者を配置し、事業上のリスクへの対応について顧問の弁護士・弁理士・社会保険労務士等と連携を図りながら、リスク管理の強化に努めております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役は350万円以上、社外監査役は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定め、当該契約を交わしております。

(二) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、厳しい環境のもとでも取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任に関する事項を定款に「当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。」と定めております。

(ホ) 取締役及び監査役選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について定款に「取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。」と定めております。

(ヘ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟に対応するため取締役の任期を1年としております。当該任期の定めに基づき、財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、「剰余金の配当等の決定機関」につきまして、定款に「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」と定めており、剰余金の配当及び自己株式の取得（会社法第160条第1項の規定による決定をする場合以外における第156条第1項各号に掲げる事項）について、取締役会の決議により行えることとしております。

(ト) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議の方法として定款に「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(チ) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 基本方針の実現に資する取組み

(i) 企業価値向上への取組み

当社は、1953年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。2001年にクロスプラス株式会社社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、EC販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャネルに販売しております。小売事業では、多彩なブランドを店舗やECを通じ直接消費者に販売しております。

また、グループ会社では、専門店へのメンズODM販売の株式会社サードオフィス、レディースの帽子の株式会社社中初がグループ会社に加わったことにより、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及

び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年となっております。取締役の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化するために、指名報酬委員会を設置しております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、企業統治の強化を図っております。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、2022年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等（以下に定義されます。）が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為又はこれらの提案（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、当社取締役会等を通じて買付者等との協議・交渉を行い、当社は本プランの手続の進捗状況や独立委員会による勧告等の概要について情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。ただし、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告に際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し株主の皆様意思を確認します。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.crossplus.co.jp/>) に掲載しております。

d. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社社員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年4月25日に開催の当社第66回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様にご情報開示をすることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的の要件が充足されなければ新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

・当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山本大寛	1977年6月24日	2008年1月 当社入社 2009年2月 部長社長室兼経営企画室担当 2011年2月 執行役員経営企画室兼情報システム 室兼EC事業開発課担当 2014年4月 代表取締役社長 2015年2月 代表取締役社長兼営業本部長 2019年2月 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	62,600
常務取締役 管理担当	西垣正孝	1959年12月6日	1982年4月 当社入社 2004年2月 部長カジュアルDIV担当 2007年2月 執行役員営業担当 2016年2月 執行役員人事部兼経営企画室担当 2017年4月 取締役人事部、情報システム室、ビ ジネスサポート部兼経営企画室担当 2019年4月 常務取締役人事部、総務部、 経営企画室担当 (現任)	(注) 3	28,100
常務取締役 営業担当	西尾祐己	1965年1月29日	1988年4月 当社入社 2009年2月 部長カットソーDIV長兼ミセスDIV担 当 2011年2月 執行役員営業担当 2017年2月 常務執行役員カットソー部、ブラン ドDIV、マーケット開発部、生産コン トロール部担当 2019年4月 常務取締役カットソー事業部、ブラン ド事業部、スペシャリティ事業部 担当 (現任)	(注) 3	9,000
常務取締役 営業担当	大口浩和	1965年4月28日	1988年4月 当社入社 2011年2月 部長ニット&ブラウスDIV担当 2012年2月 執行役員営業担当 2017年2月 常務執行役員ニット部、生産コン トロール部担当兼ペンドーラDIV長 2019年4月 常務取締役ニット事業部、布帛事業 部、専門店事業部担当 (現任)	(注) 3	1,100
取締役	江口恒明	1950年12月5日	1974年4月 伊藤萬 (現日鉄物産(株)) 株式会社 入社 2007年4月 住金物産(株)(現日鉄物産(株)) 取締役専 務執行役員繊維カンパニー長 2012年6月 同社取締役副社長繊維カンパニー長 2013年10月 日鉄住金物産(株)(現日鉄物産(株)) 取 締役副社長 2015年4月 同社取締役 2017年4月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	800
取締役	二見英二	1952年2月1日	1974年4月 東急不動産(株)入社 2002年4月 同社執行役員経営企画部統括部長 2006年6月 同社取締役執行役員リゾート事業 本部長 2008年4月 同社取締役常務執行役員リゾート事 業本部担当 2011年6月 同社常勤監査役、(株)東急コミュニ ティ社外監査役、東急リパブル(株)社 外監査役、(株)東急ハンズ社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス(株)常勤 監査役 2019年4月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	丸尾裕之	1958年9月6日	1981年4月 当社入社 2001年2月 部長婦人服DIV担当 2004年4月 取締役ブラウスDIV、ニットDIV、カットソーDIV、ボトムDIV担当 2013年2月 執行役員キッズDIV、F、マタニティDIV担当 2019年2月 部長物流部担当 2021年4月 常勤監査役(現任)	(注)4	16,550
監査役	曾我孝行	1953年5月28日	1977年4月 当社入社 2002年4月 取締役管理部門統括兼人事部長 2006年4月 常務取締役管理部門統括兼人事部長 2014年2月 常務取締役人事部、総務部、情報システム室担当 2015年2月 常務取締役内部監査室担当 2016年4月 常勤監査役 2019年4月 監査役(現任)	(注)4	43,650
監査役	松永安彦	1952年7月20日	1975年4月 日本興業銀行入行 1999年4月 興銀証券(株)(現みずほ証券(株))執行役員 2007年4月 新光証券(株)(現みずほ証券(株))専務執行役員 2010年4月 (株)みずほ証券リサーチ&コンサルティング(現(株)日本投資環境研究所)取締役会長 2011年4月 東海東京証券(株)専務執行役員投資銀行本部長 2015年4月 東海東京インベストメント(株)取締役社長 2016年10月 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長(現任) 2018年4月 当社社外監査役(現任)	(注)5	1,200
監査役	豊田稔	1952年11月2日	1975年4月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険(株))入社 2002年4月 同社運用管理部門長 2003年2月 同社経営企画部門主計統括室長 2004年4月 同社執行役員主計部門長 2006年4月 NBCカスタマーサービス(株)代表取締役社長 2009年4月 三井生命保険(株)(現大樹生命保険(株))常務執行役員 2010年4月 三生保険サービス(株)代表取締役社長 2013年6月 (株)NTTデータエマーズ代表取締役社長 2020年4月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					163,500

- (注) 1 取締役 江口恒明及び二見英二は、社外取締役であります。
2 監査役 松永安彦及び豊田稔は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2022年1月期にかかわる定時株主総会終結の時までとなっております。
4 該当監査役の任期は、2024年1月期にかかわる定時株主総会終結の時までとなっております。
5 該当監査役の任期は、2025年1月期にかかわる定時株主総会終結の時までとなっております。

② 社外役員の状況

(イ) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

(ロ) 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係等

社外取締役である江口恒明氏は、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である二見英二氏は、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役である松永安彦氏は、NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長であります。同氏及び同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役である豊田稔氏は、当社との間には特別な利害関係はありません。

(ハ) 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は企業経営の分野や金融・経済の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の経営へ助言を行っております。

社外監査役は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、公正な立場で適宜助言や意見を述べるなど監査機能を十分に発揮しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準又は方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、国内の金融商品取引所が定める「独立役員」の要件（東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2に定める事前相談要件及び有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに定める開示加重要件）に基づいて、独立性の確保を重視することとしております。なお、現在の社外取締役2名及び社外監査役2名については、いずれも上記「独立役員」の要件を満たしております。

(ニ) 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外取締役又は社外監査役の選任に際しては、取締役会や監査役会の監督・監査機能の強化を目的に、多様な視点や企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を基準としております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、月1回開催される取締役会に出席し、議案の審議・決定に際して意見表明を行うほか、情報や課題の共有化を図り、業績の向上と経営効率化に努めております。

社外監査役も取締役会に出席し、議案の審議・決定に際して意見表明を行うほか、取締役の業務執行について監査を行っており、月1回開催される監査役会に出席し、監査業務の精度向上を図っております。また、監査役会は、定期的に監査部及び会計監査人との連絡会を開催して、情報交換や報告を受け、より効果的な監査業務の実施を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、監査役は、取締役会など重要会議への出席や社内の重要書類の閲覧などにより、取締役の業務執行について監査を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、重要な子会社の監査役は当社の常勤監査役が兼務しており、報告を行うとともに、代表取締役との意見交換会や、会計監査人及び監査部との連絡会を定期的を実施するなど、監査に関する重要事項の報告を受け、協議を行い常に連携を保っています。

当事業年度において当社は監査役会を毎月1回（3月は2回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
虫鹿 宏	13	13
曾我 孝行	13	13
川合 正	3 (注) 1	3 (注) 1
松永 安彦	13	13
豊田 稔	10 (注) 2	10 (注) 2

(注) 1. 社外監査役川合正氏における開催回数及び出席回数は、2020年4月24日退任以前に開催された監査役会を対象としております。

(注) 2. 社外監査役豊田稔氏における開催回数及び出席回数は、2020年4月24日就任以降に開催された監査役会を対象としております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画や内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性についてであります。

また、常勤監査役の活動として、監査役会が定めた監査の方針、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等との意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、当社及び重要な子会社の取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況について調査しており、会計監査人との情報交換等を実施しております。

②内部監査の状況

当社は、業務執行の適正性、効率性や財務報告の信頼性を確保するため、内部監査部門として内部統制課及び仕入販売課から成る監査部（担当5名）を設置し、当社グループの各社・各部門の監査を行っております。監査部は、グループ内の内部統制上のリスクに応じて重点項目を定めた上で内部監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しております。監査の結果については報告書にとりまとめ、代表取締役及び取締役会に報告を行うとともに、改善事項があれば該当部門・会社に対し改善を指示し、その後の改善状況の確認を行っております。

また、監査部、監査役会及び会計監査人との連絡会を定期的を実施しており、相互に情報交換を行い連携を保っております。

③会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

ひびき監査法人

(ロ) 継続監査期間

2016年1月期以降

(ハ) 業務を執行した公認会計士

代表社員 倉持 政義

代表社員 富田 雅彦

(ニ) 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者として、ひびき監査法人所属の公認会計士10名、公認会計士試験合格者3名で構成されております。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

現会計監査人を選定した理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および内部管理体制、さらに当社の活動を一元的に監査できる体制を有していると判断したためです。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任できます。

(ヘ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務執行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況を監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、評価を行っております。

④監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	—	28	—
連結子会社	—	—	—	—
計	28	—	28	—

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（（イ）を除く）

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、代表取締役が監査に係わる所要日数、当社の規模および業務の特性等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

(イ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及びストック・オプションで構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会で審議しております。また、監査役の報酬の総額は、監査役の協議を経て決定しております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。取締役会は、同委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、同委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

同委員会の活動状況は、当事業年度では次の通り2回開催し、2021年3月12日開催の取締役会へ報告しております。

《2020年10月9日開催》

- ・取締役の選定および解任の考え方の審議
- ・取締役報酬決定のプロセス、評価項目の審議

《2021年2月12日開催》

- ・2021年度社内取締役候補者の選定及び報酬案の審議
- ・今後の取締役報酬の考え方の審議
- ・サクセッションプラン（後継者育成計画）の考え方の審議

<固定報酬>

固定報酬については、各役員の担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

<業績連動報酬>

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映したインセンティブ報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 α （0～2の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。

また、連結営業利益が基準額を超えた場合には、一定の比率で別途、取締役の報酬として支給することとしております。

<ストック・オプション>

ストック・オプションについては、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的とした株式報酬型ストック・オプションであり、当社取締役に対し、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を行うことの動機づけとしております。

付与する個数は、基準株価を基に役位ごとに設定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。ストック・オプションの報酬金額に関しては、ブラック・ショールズ・モデルによって算出された価格と付与する個数を掛け合わせるにより決定しております。

ストック・オプションは、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

(ロ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	95	75	17	3	4
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	—	—	2
社外役員	15	15	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. スtock・オプションは、当事業年度において計上した費用の金額を記載しております。
 3. 役員退職慰労金制度は2015年4月23日開催の第62回定時株主総会の日をもって廃止しております。

(5) 【株式の保有状況】

(イ) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社は、取引関係の維持・強化等、事業活動を円滑に進める上で重要な目的を持つ株式を政策保有株式として保有しております。また、個別の政策保有株式につきましては、担当取締役が保有の意義や経済合理性の検証を行い、定期的に取り締役に報告しております。個別の政策保有株式の適否については、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案して判断しており、保有の妥当性が認められない場合は、売却を進めております。

また、政策保有株式の議決権行使については、その議案が発行会社の健全な経営に役立ち、中長期的な企業価値向上が期待できるか等、総合的に判断したうえで、適切に議決権を行使しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	5	305
非上場株式以外の株式	30	4,165

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	14	105	取引先持株会による取得及び取引関係強化を目的とした取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	2	2

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン株式会社	645,570	640,859	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	有
	2,114	1,444		
株式会社しまむら	39,028	28,555	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものと、取引関係強化を目的として取得したものです	有
	452	235		
株式会社ヤギ	235,914	234,658	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	有
	317	394		
日鉄物産株式会社	54,000	54,000	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	有
	193	269		
株式会社平和堂	69,190	66,085	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	149	126		
株式会社ライフコーポレーション	43,382	43,280	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	143	113		
株式会社フジ	51,990	48,602	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	102	89		
株式会社イズミ	24,441	24,244	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	91	84		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	21,826	21,456	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	86	90		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	182,000	182,000	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	85	103		
三井住友トラスト・ ホールディングス株式 会社	17,700	17,700	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	55	72		
株式会社大垣共立銀行	25,300	25,300	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	50	57		
イオン北海道株式 会社	50,000	50,000	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	49	39		
株式会社中京銀行	22,500	22,500	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	40	50		
イオン九州株式 会社	19,600	19,600	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	39	39		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社サンエー	8,800	8,800	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	35	39		
株式会社スクロール	39,145	36,507	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	32	12		
株式会社天満屋ストア	20,302	20,280	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	23	24		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	5,712	5,712	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	18	22		
株式会社ヤマナカ	21,500	21,500	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	有
	15	15		
株式会社オークワ	12,051	11,603	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	15	17		
株式会社松屋	17,862	16,100	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	15	11		
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	16,825	16,458	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	12	16		
株式会社西松屋チェーン	5,184	5,184	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	7	4		
株式会社高島屋	5,957	5,254	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	5	6		
三菱UFJリース株式会社	10,000	10,000	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	無
	5	6		
マックスバリュ西日本株式会社	1,870	1,870	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	3	3		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	600	6,000	金融取引関係における同社との良好な事業上の関係の維持・強化を図るため保有しております。	有
	0	0		
株式会社オンワードホールディングス	1,000	1,000	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。	無
	0	0		
株式会社コックス	568	12,568	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しております。一部当事業年度において売却しております	無
	0	2		
株式会社プロルート丸光	—	4,807	営業取引上の関係の維持・強化を図るため継続して保有しておりましたが、当事業年度において売却しております。	無
	—	0		

- d. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年2月1日から2021年1月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年2月1日から2021年1月31日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構や監査法人などによる各種セミナー等に参加し、社内で情報の共有を図っております。また、会計基準等の具体的適用等については、監査法人と詳細な打合せを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 3,744	※2 3,527
受取手形及び売掛金	9,305	※6 11,316
電子記録債権	1,281	2,831
商品	2,268	4,672
貯蔵品	16	16
その他	497	631
貸倒引当金	△68	△63
流動資産合計	17,044	22,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※4 1,996	※4 2,069
機械装置及び運搬具（純額）	33	27
工具、器具及び備品（純額）	42	74
土地	1,984	1,984
有形固定資産合計	※3 4,056	※3 4,155
無形固定資産		
投資その他の資産	417	248
投資有価証券	※1 3,832	※1 4,590
長期貸付金	106	55
繰延税金資産	27	32
退職給付に係る資産	37	79
その他	377	342
貸倒引当金	△27	△27
投資その他の資産合計	4,355	5,073
固定資産合計	8,829	9,477
繰延資産		
開業費	12	8
繰延資産合計	12	8
資産合計	25,886	32,419

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,618	3,438
電子記録債務	3,971	3,869
短期借入金	※5 1,500	※5 4,000
1年内返済予定の長期借入金	456	660
未払金	839	1,211
未払法人税等	49	639
未払消費税等	197	101
賞与引当金	114	96
返品調整引当金	38	52
その他	559	728
流動負債合計	11,344	14,798
固定負債		
長期借入金	662	1,507
繰延税金負債	365	189
退職給付に係る負債	883	881
その他	224	185
固定負債合計	2,136	2,763
負債合計	13,480	17,562
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	7,762	9,667
自己株式	△513	△511
株主資本合計	11,200	13,107
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,163	1,652
繰延ヘッジ損益	12	29
為替換算調整勘定	11	15
退職給付に係る調整累計額	1	30
その他の包括利益累計額合計	1,188	1,727
新株予約権	15	22
純資産合計	12,405	14,857
負債純資産合計	25,886	32,419

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
売上高	58,493	64,002
売上原価	※3 45,527	※3 48,665
売上総利益	12,965	15,336
返品調整引当金戻入額	42	38
返品調整引当金繰入額	38	52
差引売上総利益	12,969	15,322
販売費及び一般管理費	※1 12,447	※1 13,173
営業利益	521	2,148
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	90	77
受取家賃	147	155
雇用調整助成金	—	204
その他	21	44
営業外収益合計	264	484
営業外費用		
支払利息	19	25
固定資産除却損	7	15
賃貸収入原価	47	45
その他	9	16
営業外費用合計	84	102
経常利益	701	2,530
特別利益		
投資有価証券売却益	113	0
その他	1	—
特別利益合計	115	0
特別損失		
投資有価証券評価損	10	28
事業整理損	2	—
減損損失	—	※2 251
新型コロナウイルス感染症による損失	—	※4 53
その他	0	9
特別損失合計	12	342
税金等調整前当期純利益	804	2,188
法人税、住民税及び事業税	69	596
法人税等調整額	112	△409
法人税等合計	181	186
当期純利益	622	2,001
親会社株主に帰属する当期純利益	622	2,001

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
当期純利益	622	2,001
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△114	488
繰延ヘッジ損益	139	16
為替換算調整勘定	△13	3
退職給付に係る調整額	41	29
その他の包括利益合計	※1 52	※1 538
包括利益	675	2,540
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	675	2,540
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,944	2,007	7,203	△528	10,626
当期変動額					
剰余金の配当			△58		△58
親会社株主に帰属する当期純利益			622		622
自己株式の処分		△5		15	10
自己株式処分差損の振替		5	△5		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	558	15	574
当期末残高	1,944	2,007	7,762	△513	11,200

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,278	△126	24	△40	1,135	19	11,781
当期変動額							
剰余金の配当							△58
親会社株主に帰属する当期純利益							622
自己株式の処分							10
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△114	139	△13	41	52	△3	49
当期変動額合計	△114	139	△13	41	52	△3	623
当期末残高	1,163	12	11	1	1,188	15	12,405

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,944	2,007	7,762	△513	11,200
当期変動額					
剰余金の配当			△95		△95
親会社株主に帰属する当期純利益			2,001		2,001
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		1	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,905	1	1,907
当期末残高	1,944	2,007	9,667	△511	13,107

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,163	12	11	1	1,188	15	12,405
当期変動額							
剰余金の配当							△95
親会社株主に帰属する当期純利益							2,001
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	488	16	3	29	538	6	545
当期変動額合計	488	16	3	29	538	6	2,452
当期末残高	1,652	29	15	30	1,727	22	14,857

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	804	2,188
減価償却費	199	212
減損損失	-	251
のれん償却額	76	20
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	72	△4
賞与引当金の増減額 (△は減少)	21	△17
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△4	14
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△57	△10
受取利息及び受取配当金	△94	△80
支払利息	19	25
為替差損益 (△は益)	△7	3
投資有価証券売却損益 (△は益)	△113	0
新型コロナウイルス感染症による損失	-	53
雇用調整助成金	-	△204
売上債権の増減額 (△は増加)	1,234	△3,562
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△79	△2,405
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,191	△281
未払金の増減額 (△は減少)	74	166
従業員預り金の増減額 (△は減少)	△9	16
未収消費税等の増減額 (△は増加)	23	△6
未払消費税等の増減額 (△は減少)	140	△69
前払費用の増減額 (△は増加)	△14	△196
その他	△246	293
小計	846	△3,593
利息及び配当金の受取額	94	80
雇用調整助成金の受取額	-	204
利息の支払額	△19	△25
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	-	△53
法人税等の還付額	0	39
法人税等の支払額	△169	△51
営業活動によるキャッシュ・フロー	753	△3,399

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△37	△78
無形固定資産の取得による支出	△67	△150
投資有価証券の取得による支出	△46	△107
投資有価証券の売却による収入	270	2
差入保証金の差入による支出	△1	△0
差入保証金の回収による収入	1	1
貸付けによる支出	△7	-
貸付金の回収による収入	51	51
長期前払費用の取得による支出	△29	△2
その他	2	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	134	△285
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△657	2,500
長期借入れによる収入	-	1,690
長期借入金の返済による支出	△630	△641
配当金の支払額	△58	△95
その他	△10	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,356	3,451
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△472	△233
現金及び現金同等物の期首残高	3,964	3,492
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,492	※1 3,259

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 4社

会社名 客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司
株式会社ディスカバリープラス
株式会社サードオフィス
株式会社中初

なお、株式会社クリーズは、2021年1月15日を効力発生日として株式会社中初を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社名

VENT HONG KONG LIMITED
NEOFLOW LIMITED
株式会社スタイルプラス

非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社)

VENT HONG KONG LIMITED、NEOFLOW LIMITED、株式会社スタイルプラス

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品

月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
開業費
5年間の均等償却を行っております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。
 - ④ 返品調整引当金
将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し損失見込額を見積計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…商品輸入による外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社グループは、社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用します。

（会計上の見積りの開示に関する会計基準）

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」という。）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用します。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「のれん」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より無形固定資産に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、無形固定資産の「のれん」に表示していた251百万円は、無形固定資産に組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた17百万円は、「固定資産除却損」7百万円、「その他」9百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症の収束時期に関してはいまだ不透明で予測することは困難ではありますが、アパレル業界における消費環境は、2022年1月まで当該影響が継続するものと想定し、当社グループは、ニューノーマルの生活様式に対応した商品の販売を強化することで緩やかに商品需要が回復していくものと仮定しております。

当社グループは、上記の仮定を基礎として、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
投資有価証券(株式)	10百万円	10百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであり、取引金融機関との信用状取引及び為替予約取引の担保として差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
現金及び預金	30百万円	30百万円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
	3,829百万円	3,778百万円

※4 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
建物及び構築物	35百万円	35百万円

※5 当座貸越契約

当社及び連結子会社(株式会社サードオフィス、株式会社中初)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
当座貸越極度額	7,255百万円	8,200百万円
借入実行残高	1,500	4,000
差引額	5,755	4,200

※6 当連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
受取手形	一百万円	90百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
給料手当	3,349百万円	3,377百万円
賞与引当金繰入額	104	74
退職給付費用	144	110
荷造運搬費	1,752	1,921

※2 減損損失

前連結会計年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	店舗	投資その他の資産(その他)
愛知県	事務所及び店舗	無形固定資産、投資その他の資産(その他)

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分ごと、賃貸資産及び遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている又はマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失251百万円)として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	金額
無形固定資産	246百万円
投資その他の資産(その他)	4百万円

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、ゼロとして評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため、ゼロと評価しております。

※3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
	301百万円	1,167百万円

※4 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令により、運営する店舗の臨時休業が発生しました。このため、当該期間中に発生した人件費等を新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△52百万円	673百万円
組替調整額	△102	28
税効果調整前	△155	702
税効果額	40	△213
その他有価証券評価差額金	△114	488
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	197	24
税効果額	△58	△8
繰延ヘッジ損益	139	16
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△13	3
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	37	23
組替調整額	9	13
税効果調整前	46	36
税効果額	△5	△7
退職給付に係る調整額	41	29
その他の包括利益合計	52	538

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,718,800	—	—	7,718,800
合計	7,718,800	—	—	7,718,800
自己株式				
普通株式(注)	398,661	—	11,900	386,761
合計	398,661	—	11,900	386,761

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	15
	合計	—	—	—	—	—	15

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年3月22日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	2019年1月31日	2019年4月8日
2019年9月13日 取締役会	普通株式	36百万円	5円00銭	2019年7月31日	2019年10月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月19日 取締役会	普通株式	51百万円	利益剰余金	7円00銭	2020年1月31日	2020年4月6日

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,718,800	—	—	7,718,800
合計	7,718,800	—	—	7,718,800
自己株式				
普通株式（注）1. 2.	386,761	40	1,200	385,601
合計	386,761	40	1,200	385,601

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	22
合計		—	—	—	—	—	22

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月19日 取締役会	普通株式	51百万円	7円00銭	2020年1月31日	2020年4月6日
2020年9月11日 取締役会	普通株式	43百万円	6円00銭	2020年7月31日	2020年10月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年3月19日 取締役会	普通株式	131百万円	利益剰余金	18円00銭	2021年1月31日	2021年4月6日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）	当連結会計年度 （自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）
現金及び預金	3,744百万円	3,527百万円
社内預金の保全に供している預金	△221	△238
預入期間が3か月を超える定期預金	△30	△30
現金及び現金同等物	3,492	3,259

（リース取引関係）

リース取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に基づいて、営業債権及び長期貸付金について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の規程に基づいて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規に基づいて、経理部が取締役会で承認を得た取引限度枠内において取引を行い、契約先との残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社については、当社の経理部が管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づいて、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,744	3,744	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,305		
貸倒引当金 (*1)	△40		
小 計	9,265	9,265	—
(3) 電子記録債権	1,281	1,281	—
(4) 投資有価証券	3,417	3,417	—
(5) 長期貸付金（1年内回収予定含む）	158	158	—
資産計	17,865	17,865	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,618	3,618	—
(2) 電子記録債務	3,971	3,971	—
(3) 短期借入金	1,500	1,500	—
(4) 未払金	839	839	—
(5) 未払法人税等	49	49	—
(6) 未払消費税等	197	197	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）	1,118	1,123	4
負債計	11,295	11,299	4
デリバティブ取引 (*2)	8	8	—

(*1)受取手形及び売掛金に対して計上している個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（2021年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,527	3,527	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,316	11,316	—
(3) 電子記録債権	2,831	2,831	—
(4) 投資有価証券	4,195	4,195	—
(5) 長期貸付金（1年内回収予定含む）	106	106	—
資産計	21,978	21,978	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,438	3,438	—
(2) 電子記録債務	3,869	3,869	—
(3) 短期借入金	4,000	4,000	—
(4) 未払金	1,211	1,211	—
(5) 未払法人税等	639	639	—
(6) 未払消費税等	101	101	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）	2,167	2,161	△6
負債計	15,428	15,421	△6
デリバティブ取引（*1）	32	32	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5)長期貸付金（1年内回収予定含む）

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
非上場株式	315	315
新株予約権付社債	100	80

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	3,742	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,305	—	—	—
電子記録債権	1,281	—	—	—
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	51	106	0	—
合計	14,379	106	0	—

当連結会計年度 (2021年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	3,524	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,316	—	—	—
電子記録債権	2,831	—	—	—
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	51	54	—	—
合計	17,725	54	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,500	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	456	392	218	51	—	—
合計	1,956	392	218	51	—	—

当連結会計年度 (2021年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	660	521	290	214	214	267
合計	4,660	521	290	214	214	267

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,198	1,495	1,702
	小計	3,198	1,495	1,702
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	218	263	△45
	小計	218	263	△45
合計		3,417	1,759	1,657

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 305百万円) 及び新株予約権付社債 (連結貸借対照表計上額 100百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2021年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,736	1,338	2,397
	小計	3,736	1,338	2,397
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	458	486	△27
	小計	458	486	△27
合計		4,195	1,824	2,370

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 305百万円) 及び新株予約権付社債 (連結貸借対照表計上額 80百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	213	113	△0
合計	213	113	△0

当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2	0	△0
合計	2	0	△0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について10百万円 (その他有価証券の株式10百万円) 減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について28百万円 (その他有価証券の株式28百万円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、その他有価証券で時価のあるものについて、期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとして、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

また、その他有価証券で時価のないものについて、実質価額が取得原価に比べて30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	支払手形及び買掛金	598	—	(注2)
	買建 米ドル	買掛金(予定取引)	5,808	—	8
合 計			6,407	—	8

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	支払手形及び買掛金	652	—	(注2)
	買建 米ドル	買掛金(予定取引)	6,183	—	32
合 計			6,836	—	32

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
退職給付債務の期首残高	1,594百万円	1,534百万円
勤務費用	74	70
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	△10	△1
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付の支払額	△125	△78
退職給付債務の期末残高	1,534	1,527

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
年金資産の期首残高	644百万円	688百万円
期待運用収益	12	13
数理計算上の差異の発生額	27	21
事業主からの拠出額	38	38
退職給付の支払額	△34	△37
年金資産の期末残高	688	725

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,519百万円	1,509百万円
年金資産	△688	△725
	830	783
非積立型制度の退職給付債務	15	18
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845	801
退職給付に係る負債	883	881
退職給付に係る資産	△37	△79
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845	801

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
勤務費用	74百万円	70百万円
利息費用	2	2
期待運用収益	△12	△13
数理計算上の差異の費用処理額	9	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	37	5
確定給付制度に係る退職給付費用	110	77

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
過去勤務費用	△0百万円	△0百万円
数理計算上の差異	47	37
合計	46	36

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
未認識過去勤務費用	1百万円	1百万円
未認識数理計算上の差異	0	37
合計	2	39

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
債券	45%	46%
株式	45	44
一般勘定	5	5
その他	5	5
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
割引率	0.1～0.18%	0.1～0.18%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度39百万円、当連結会計年度39百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
販売費及び一般管理費	6	7

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,200株	普通株式 8,000株
付与日	2017年6月2日	2018年6月8日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	自 2017年6月3日 至 2046年6月2日	自 2018年6月9日 至 2046年6月8日

	2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 7名	当社取締役 4名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,900株	普通株式 16,000株
付与日	2019年6月3日	2020年6月8日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	自 2019年6月4日 至 2048年6月3日	自 2020年6月9日 至 2049年6月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	8,500	4,200
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	8,500	4,200

	2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	16,000
失効	—	—
権利確定	—	16,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	12,900	—
権利確定	—	16,000
権利行使	1,200	—
失効	—	—
未行使残	11,700	16,000

②単価情報

	2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	921.68	726.64

	2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	743.00	—
付与日における公正な評価単価 (円)	518.95	449.18

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年6月発行新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性（注）1	31.26%
予想残存期間（注）2	11.93年
予想配当（注）3	12円/株
無リスク利子率（注）4	0.15%

- (注) 1. 2008年7月から2020年5月までの株価実績に基づき算定しております。
 2. 各取締役の予想残存期間と、株式報酬額による加重平均を行なうことにより算出しております。
 3. 2020年1月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	265百万円	267百万円
棚卸資産評価損	78	342
繰越欠損金（注）	2,554	2,074
その他	485	663
繰延税金資産小計	3,383	3,349
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,533	△1,967
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△636	△752
評価性引当額小計	△3,169	△2,720
繰延税金資産合計	213	629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△508	△722
繰延ヘッジ損益	△9	△12
その他	△33	△50
繰延税金負債合計	△551	△785
繰延税金資産（負債）の純額	△337	△156

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2020年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※)	—	—	247	90	414	1,801	2,554
評価性引当額	—	—	△229	△90	△414	△1,799	△2,533
繰延税金資産	—	—	18	—	—	2	20

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2021年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※)	—	—	—	190	1,592	291	2,074
評価性引当額	—	—	—	△110	△1,592	△264	△1,967
繰延税金資産	—	—	—	79	—	27	106

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年1月31日)	当連結会計年度 (2021年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△0.2
外国源泉税	2.5	—
住民税均等割	1.3	0.4
のれん償却額	2.9	0.2
のれん減損損失	—	3.2
在外子会社留保利益	△2.5	△0.1
評価性引当額の増減によるもの	△12.7	△25.2
その他	△0.9	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.5	8.5

(企業結合等関係)

企業結合等に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社しまむら	16,763

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社しまむら	16,007
イオンリテール株式会社	8,946

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
1株当たり純資産額	1,689円76銭	2,023円01銭
1株当たり当期純利益	84円97銭	272円97銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	84円72銭	271円74銭

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (2020年1月31日)	当連結会計年度末 (2021年1月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	12,405	14,857
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	15	22
(うち新株予約権 (百万円))	(15)	(22)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	12,389	14,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	7,332,039	7,333,199

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当連結会計年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	622	2,001
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	622	2,001
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,330,110	7,333,203
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	21,560	33,264
(うち新株予約権 (株))	(21,560)	(33,264)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金 (注) 1	1,500	4,000	0.214	—
1年以内に返済予定の長期借入金 (注) 1	456	660	0.641	—
1年以内に返済予定のリース債務 (注) 2、5	0	0	2.693	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを 除く。) (注) 1、3	662	1,507	0.641	2022年～2027年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを 除く。) (注) 2、5	1	0	2.693	2022年～2023年
その他有利子負債				
社内預金 (注) 4、6	221	238	1.000	—
輸入ユーザンス手形 (注) 1、7	—	—	—	—
合計	2,842	6,407	—	—

(注) 1 借入金及び輸入ユーザンス手形の「平均利率」は、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の「平均利率」は、期中平均リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

3 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の当期末残高のうち、34百万円は無利息であります。

4 社内預金の「平均利率」は、社内預金規程により適用される利率を記載しております。

5 リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表上、流動負債の部の「その他」に、返済予定が1年を超えるリース債務は、固定負債の部の「その他」に含めて表示しております。

6 その他有利子負債「社内預金」は、連結貸借対照表上、流動負債の部の「その他」に含めて表示しております。なお、社内預金は返済期限が定められていないため、返済予定額は記載しておりません。

7 その他有利子負債「輸入ユーザンス手形 (米ドル決済)」は、連結貸借対照表上、支払手形及び買掛金に含めて表示しております。

8 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	521	290	214	214
リース債務	0	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	11,899	25,904	45,619	64,002
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)(百万円)	△492	△129	1,893	2,188
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△706	△66	1,687	2,001
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△96.29	△9.13	230.17	272.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△96.29	87.16	239.30	42.80

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,893	2,615
受取手形	206	※5 321
電子記録債権	1,025	2,399
売掛金	8,400	※3 10,451
商品	2,104	4,504
貯蔵品	16	15
前渡金	187	84
前払費用	79	281
その他	※3 114	※3 167
貸倒引当金	△8	△21
流動資産合計	15,018	20,821
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 1,891	※1 1,970
構築物（純額）	40	35
機械及び装置（純額）	33	27
工具、器具及び備品（純額）	35	65
土地	1,984	1,984
有形固定資産合計	3,986	4,083
無形固定資産		
ソフトウェア	118	196
その他	28	14
無形固定資産合計	146	211
投資その他の資産		
投資有価証券	3,703	4,470
関係会社株式	1,140	780
関係会社出資金	50	50
長期貸付金	※3 796	※3 1,015
長期前払費用	26	16
前払年金費用	34	52
その他	235	235
貸倒引当金	△26	△25
投資その他の資産合計	5,961	6,594
固定資産合計	10,093	10,889
資産合計	25,112	31,711

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 3,305	※3 3,178
電子記録債務	3,971	3,869
短期借入金	※3,※4 1,504	※3,※4 4,016
1年内返済予定の長期借入金	335	514
未払金	※3 777	※3 1,150
未払費用	183	307
未払法人税等	30	638
預り金	※3 95	※3 107
賞与引当金	88	92
返品調整引当金	23	43
その他	406	342
流動負債合計	10,723	14,262
固定負債		
長期借入金	493	1,318
繰延税金負債	347	159
退職給付引当金	882	893
資産除去債務	37	37
その他	138	138
固定負債合計	1,899	2,548
負債合計	12,622	16,811
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金		
資本準備金	2,007	2,007
資本剰余金合計	2,007	2,007
利益剰余金		
利益準備金	223	223
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	4,640	6,540
利益剰余金合計	7,864	9,764
自己株式	△513	△511
株主資本合計	11,303	13,204
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,165	1,649
繰延ヘッジ損益	4	24
評価・換算差額等合計	1,170	1,673
新株予約権	15	22
純資産合計	12,489	14,900
負債純資産合計	25,112	31,711

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
売上高	54,169	※1 60,513
売上原価	※1 42,356	※1 46,150
売上総利益	11,812	14,363
返品調整引当金戻入額	25	23
返品調整引当金繰入額	23	43
差引売上総利益	11,815	14,342
販売費及び一般管理費	※1,※2 11,234	※1,※2 12,048
営業利益	580	2,294
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 301	※1 83
受取家賃	147	155
業務受託料	※1 22	※1 21
雇用調整助成金	—	178
その他	8	10
営業外収益合計	480	448
営業外費用		
支払利息	※1 15	※1 22
貸貸収入原価	47	45
固定資産除却損	7	15
業務受託費用	15	15
その他	7	3
営業外費用合計	92	101
経常利益	967	2,641
特別利益		
投資有価証券売却益	113	0
特別利益合計	113	0
特別損失		
投資有価証券評価損	10	28
関係会社整理損	2	—
減損損失	—	19
関係会社株式評価損	—	360
新型コロナウイルス感染症による損失	—	※2 53
その他	0	0
特別損失合計	12	461
税引前当期純利益	1,068	2,180
法人税、住民税及び事業税	47	590
法人税等調整額	132	△405
法人税等合計	180	184
当期純利益	887	1,995

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,944	2,007	—	2,007	223	3,000	3,817	7,040	△528	10,463
当期変動額										
剰余金の配当							△58	△58		△58
当期純利益							887	887		887
自己株式の処分			△5	△5					15	10
自己株式処分差損の振替			5	5			△5	△5		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	823	823	15	839
当期末残高	1,944	2,007	—	2,007	223	3,000	4,640	7,864	△513	11,303

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,279	△126	1,152	19	11,635
当期変動額					
剰余金の配当					△58
当期純利益					887
自己株式の処分					10
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△113	131	18	△3	14
当期変動額合計	△113	131	18	△3	854
当期末残高	1,165	4	1,170	15	12,489

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,944	2,007	—	2,007	223	3,000	4,640	7,864	△513	11,303
当期変動額										
剰余金の配当							△95	△95		△95
当期純利益							1,995	1,995		1,995
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△0	△0					1	0
自己株式処分差損の振替			0	0			△0	△0		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,899	1,899	1	1,901
当期末残高	1,944	2,007	—	2,007	223	3,000	6,540	9,764	△511	13,204

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,165	4	1,170	15	12,489
当期変動額					
剰余金の配当					△95
当期純利益					1,995
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	483	19	502	6	509
当期変動額合計	483	19	502	6	2,410
当期末残高	1,649	24	1,673	22	14,900

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。

(4) 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し損失見込額を見積計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は、社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示しておりました14百万円は、「営業外費用」の「固定資産除却損」7百万円、「その他」7百万円として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症の収束時期に関してはいまだ不透明で予測することは困難ではありますが、アパレル業界における消費環境は、2022年1月まで当該影響が継続するものと想定し、当社は、ニューノーマルの生活様式に対応した商品の販売を強化することで緩やかに商品需要が回復していくものと仮定しております。

当社は、上記の仮定を基礎として、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
建物	35百万円	35百万円

※2 偶発債務

保証債務等

関係会社等の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
株式会社ディスカバリープラス	75百万円	55百万円

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
短期金銭債権	19百万円	25百万円
長期金銭債権	690	960
短期金銭債務	11	24

※4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
当座貸越極度額	6,550百万円	7,600百万円
借入実行残高	1,500	4,000
差引額	5,050	3,600

※5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
受取手形	－百万円	90百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
営業取引による取引高		
売上高	－百万円	11百万円
売上原価	37	37
販売費及び一般管理費	71	88
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息及び配当金	209	4
業務受託料	17	18
支払利息	0	0
関係会社整理損	2	－

※2 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令により、運営する店舗の臨時休業が発生しました。このため、当該期間中に発生した人件費等を新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する損失として特別損失に計上しております。

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度87%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度13%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
給料及び手当	2,987百万円	2,966百万円
賞与引当金繰入額	87	91
退職給付費用	136	102
荷造運搬費	1,677	1,845
減価償却費	166	176

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式780百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,140百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	265百万円	267百万円
繰越欠損金	2,381	1,819
その他	475	949
繰延税金資産小計	3,122	3,036
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,363	△1,739
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△573	△703
評価性引当額小計	△2,937	△2,442
繰延税金資産合計	185	594
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△508	△720
その他	△24	△33
繰延税金負債合計	△532	△754
繰延税金資産（負債）の純額	△347	△159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年1月31日)	当事業年度 (2021年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0	△0.2
外国源泉税	1.9	—
住民税均等割	0.9	0.4
評価性引当額の増減によるもの	△11.7	△22.5
その他	0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9	8.4

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	4,927	200	196	107	4,932	2,961
	構築物	254	-	-	5	254	218
	機械及び装置	196	-	-	5	196	169
	工具、器具及び備品	369	56	13	26	411	345
	土地	1,984	-	-	-	1,984	-
	計	7,732	257	210	144	7,779	3,695
無形 固定資産	ソフトウェア	1,685	131	3	52	1,812	1,615
	その他	273	61	75 (14)	0	259	245
	計	1,958	192	78 (14)	52	2,072	1,861

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	34	21	8	47
賞与引当金	88	92	88	92
返品調整引当金	23	43	23	43

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	当社の株式取扱規程に定める額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	<p>株主優待</p> <p>1月31日現在100株以上所有の株主を対象に、当社グループ商品又はクロスプラスオンラインストアでご利用いただけるクーポン券を贈呈する。</p> <p>100株以上～ 500株未満 小売価格 3,000円相当 500株以上～1,000株未満 小売価格 5,000円相当 1,000株以上 小売価格10,000円相当</p> <p>特別優待</p> <p>1月31日現在100株以上所有の株主を対象に、抽選にて12名様（期末時点の株主様から10名、長期保有の株主様から2名）へ30万円相当の旅行券を贈呈する。なお、抽選会は年1回定時株主総会の終了時に、株主総会会場にて実施する。</p>

(注) 単元未満株式を有する株主の権利については、当社定款第8条に以下の定めをしております。

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第67期）（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日） 2020年4月27日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年4月27日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第68期第1四半期）（自 2020年2月1日 至 2020年4月30日） 2020年6月25日東海財務局長に提出

（第68期第2四半期）（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日） 2020年9月14日東海財務局長に提出

（第68期第3四半期）（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日） 2020年12月14日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 倉持 政義 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ⑩
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クロスプラス株式会社の2021年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、クロスプラス株式会社が2021年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び運用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

2021年4月23日

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 倉持 政義 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社の2021年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年4月26日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山本大寛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年4月26日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役山本大寛は、当社の第68期（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。